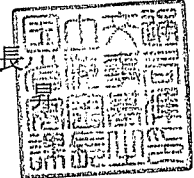


国海安第50号の2
平成20年6月25日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 様

国土交通省海事局安全基準課長
安藤



船舶救命設備規則等の一部改正について（通知）

標記について、下記の省令等の一部改正が平成20年6月30日に公布される予定であるので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 船舶救命設備規則及び船舶防火構造規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第53号）
- ・ 船舶の消防設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第795号）

船舶救命設備規則及び船舶防火構造規則の一部改正について

平成20年6月
海事局安全基準課

1. 背景

2006年12月に、国連の専門機関である国際海事機関（IMO）において、大型クルーズ船の火災事故を契機とした旅客船のキャビンバルコニーの防火対策強化、救命艇等の性能向上等を目的とした SOLAS 条約の附属書第Ⅱ-2章（防火）及び第Ⅲ章（救命設備）の改正並びに国際火災安全設備コード（FSSコード）及び国際救命設備コード（LSAコード）の改正が採択された。本改正は、2008年7月1日に発効することとなっている。

本条約改正の内容を担保するため、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）及び船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）において所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）旅客船のキャビンバルコニーの防火対策強化（SOLAS 条約附属書第Ⅱ-2章及び FSSコード関連）

これまで条約で防火措置が定められていなかった旅客船のキャビンバルコニーについて、家具及び備品の不燃性強化、一次甲板床張り及び露出面の可燃性の制限等を規定する。

（2）船舶救命設備の性能向上（SOLAS 条約附属書第Ⅲ章及び LSAコード関連）

救命艇の安全性を向上させるため、離脱装置の操作手引書の備え付け義務範囲を拡大する等の改正を行う。

（3）その他

その他所要の改正を行う。

3. スケジュール(予定)

公布日：平成20年6月30日

施行日：平成20年7月1日

船舶の消防設備の基準を定める告示及び及び船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正について

平成20年6月
海事局安全基準課

1. 背景

2006年12月に、国連の専門機関である国際海事機関（IMO）において、大型クルーズ船の火災事故を契機とした旅客船のキャビンバルコニーの防火対策強化、船舶に設置する持運び式泡放射器等の消防設備の技術基準の改正等を目的とした SOLAS 条約の附属書第Ⅱ-2章（防火）及び国際火災安全設備コード（FSSコード）の改正が採択された。本改正は、2008年7月1日に発効することとなっている。

また、船舶に設置する持運び式消火器の詳細な技術基準に関し、国際標準化機構（ISO）等の関連国際規格の内容と一部不整合が存在している。

このため、船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）及び船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）において所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）旅客船のキャビンバルコニーの防火対策強化（SOLAS 条約附属書第Ⅱ-2章及び FSSコード関連）

旅客船のキャビンバルコニーに設置できる家具及び備品の可燃性に係る基準を定める。

（2）消防設備の技術基準改正（FSSコード関連）

①固定式泡消火装置に関し、泡の放出量及び膨脹率に係る規定を削除する。

②固定式加圧水噴霧装置に関し、管海官庁が適当と認める要件に適合しなければならないこととする。

③持運び式泡放射器の性能基準の指標を泡の発生量から泡溶液の放出量に改める。

（3）持運び式消火器の技術基準改正

持運び式の機械泡消火器、鎮火性ガス消火器及び粉末消火器の有効放射時間、有効放射距離及び容器の耐圧強度に関し、ISOによる技術基準と整合を図るべく改正を行う。

（4）その他

その他所要の改正を行う。

3. スケジュール(予定)

公布日:平成20年6月30日

施行日:平成20年7月1日